

『山口市発注の工事における技術者の配置等について』を 改正しました

このことについて、令和3年4月1日付けで改正するので、お知らせします。

なお、改正の概要は以下のとおりです。

また、改正後の『山口市発注の工事における技術者の配置等について』は、改正箇所を黄色に色付けしたのももウェブサイトに掲載していますので、改正箇所の確認において参考にしてください。

【1】特例監理技術者について

- 「②-2 特例監理技術者、監理技術者補佐とは？」を追加しました。
- 「(7) 特例監理技術者が配置できる要件」を追加しました。
 - ※ 法令で定める要件のほか、対象工事は設計額（税込）が3億円未満（営繕系工事の場合は2億円未満）であること、兼務する工事現場間の距離が概ね10km以内であること等の要件を定めています。
 - ※ 特例監理技術者の配置の認否を発注時の**特記仕様書等に明記**することとしました。
- 「2 条件付一般競争入札等の入札参加資格確認申請時における配置予定技術者について」を変更しました。
 - ※ 「(1) 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者の調書を求める場合」に⑧として特例監理技術者の配置に関する事項を追加しました。
 - ※ 「(2) 配置予定技術者の確認資料」に③として「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」を追加しました。
 - ※ 上記に伴い、「様式第1号」と「別記」を追加しました。これらは、市ウェブサイトの「工事の入札等に関する書類」に他の様式と合わせて掲載します。
- 「3 現場配置技術者の変更について」を変更しました。
 - ※ (1) 監理技術者制度運用マニュアルに関する部分を変更しました。
 - ※ (2) 監理技術者等の変更に関する部分を変更し、「災害によるもの」を追加したほか、山口県の運用に合わせて記載内容を整理しました。

【2】特定専門工事の主任技術者について

- 「⑤特定専門工事の主任技術者」の追加をしました。

【3】現場代理人について

- 「(5) 現場代理人」に分かりやすい別表を加えました。
- ※ なお、運用は従来どおり変更ありません。

【4】JV工事における技術者の配置について

- 「(8) JV工事における技術者の配置」を追加しました。
- ※ これは、国等の運用に準じたものです。

【5】営業所専任技術者の技術資格要件について

- 「4 建設業許可の概要について(2) 許可の区分のうち、
「③一般建設業の許可を受けている場合の実務経験とは？」
と「④特定建設業の許可を受けている場合の実務経験とは？」
を「③営業所専任技術者の技術資格要件とは？」として合わせて掲載し、
法改正等や国等の資料の表記に合わせて、変更をしました。
- ※ なお、この部分については、建設業許可の事務は、国土交通省又は都道府県で行っており、山口市では行っていませんが、技術者の配置等において参考とするために記載しているものです。

【6】その他、文言の修正

適宜、行いました（制度運用の変更はありません）。